

平成 25 年度 事業計画書

財団法人武蔵野市福祉公社

目 次

I	平成25年度運営方針	1
	(重点項目)	1
1	財政健全化計画の策定	1
2	有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の事業変更及び体制整備	1
3	福祉公社の経営を担う人材の育成体制の整備	2
4	大規模災害時に置ける危機管理体制の整備	2
II	本部事業	3
●	有償在宅福祉サービス事業及び権利擁護事業等	3
1	有償在宅福祉サービス事業	3
2	啓発普及事業	3
3	権利擁護事業	3
4	地域福祉権利擁護事業	4
5	成年後見事業	4
●	居宅介護支援事業及び訪問介護事業	5
6	居宅介護支援事業	5
7	訪問介護サービス事業	5
8	居宅介護サービス事業	5
9	生活支援事業【受託事業】	6
10	ホームヘルパー養成等講習事業	6
III	高齢者福祉施設の管理運営等受託事業	6
●	高齢者総合センター受託事業	6
11	高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】	6
12	在宅介護支援センター事業【受託事業】	6
13	補助器具センター事業【受託事業】	7
14	デイサービスセンター事業【指定管理事業】	7
15	社会活動センター事業【指定管理事業】	8
●	北町高齢者センター受託事業	8
16	北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】	8
IV	管理費(106,063千円)	9
17	管理費(106,063千円)	9
(1)	福祉公社の組織運営事業	9
(2)	財政健全化計画の策定	9
(3)	人材の育成	9
(4)	危機管理体制の整備	10
(5)	広報の充実	10

事業計画

I 平成25年度運営方針

福祉公社は、「住み慣れたところで一生を」の理念の下、昭和55年に設立され平成元年には財団法人の認可を取得しました。平成25年度は公益認定を受け、公社の新たな出発となります。公益法人の重要な要素の一つに「法人ガバナンス」があります。このことを実現するために自律性の高い公社運営を目指します。

事業面では、公社の発足時と社会・経済情勢が大きく変わった中、基幹事業の一つである有償在宅福祉サービス事業を抜本的に見直し、新たな権利擁護事業への転換を目指していきます。

また、武蔵野市(以下「市」という。)からの指定管理事業である武蔵野市立高齢者総合センター(以下「高齢者総合センター」という。)及び武蔵野市立北町高齢者センター(以下「北町高齢者センター」という。)の運営に関しても、平成27年度よりの指定管理を獲得すべく他の事業者との競争に耐えうる事業運営を目指し、現状に満足することなく、公社の持つノウハウを生かしたより良いサービス提供と効率的な運営体制の強化を目指していきます。

なお、本年度も中長期事業計画に則り、各事業における課題解決に向けての取り組みを行ってまいります。本年度は、その中で、次の4項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでまいります。

(重点項目)

1 財政健全化計画の策定

公益法人として運営基盤を強化し、良質なサービスの提供を持続可能なものとするため、慢性的な赤字体質からの脱却を目指し、各部門での事業収支の均衡を図る方策を検討します。

2 有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の事業変更及び体制整備

有償在宅福祉サービスについては、過去にも公社が設置した有識者会議において「有償在宅福祉サービス事業と権利擁護事業の統合」に関する提言をいただきましたが、平成24年度に市が設置した「福祉資金貸付制度見直し検討委員会」でさらなる提言をいただくこととなりました。これらの提言を生かし、本年度は、本格的な事業再構築の準備期間とし、平成26年度実施を目途に事業の抜本的な見直しを図ります。

3 福祉公社の経営を担う人材の育成体制の整備

公社は、市派遣職員 6 人、固有職員 27 人、準職員 70 人（臨時職員含む）、フレックスヘルパー 22 人、登録ヘルパー 98 人の 223 人の職員で事業を行っています。今後、市の派遣職員の引き上げが想定される中、職員一人一人の質の向上が緊急な課題となっています。そのため、職員の育成を重点的に行うとともに、キャリアパス制度の積極的な活用、人事評価制度の刷新等を行い、職員の質の向上を目指します。また、合わせて福祉三団体での連携による人材育成について検討を進めます。

4 大規模災害時に置ける危機管理体制の整備

東日本大震災の教訓を踏まえ、利用者の生活、市民福祉を確保するためには、危機管理体制の整備が急務です。災害発生時のサービスの継続、福祉避難所の設営等について、市の防災計画に沿う形でさらに体制の整備を進めてまいります。

財団法人武蔵野市福祉公社
理事長 長 澤 博 暁

II 本部事業（295,424 千円）

● 有償在宅福祉サービス事業及び権利擁護事業等（122,548 千円）

1 有償在宅福祉サービス事業（73,156 千円）

本社は創業当初から利用者への身上配慮サービスである基本サービスと、家事援助等の個別サービスを提供しています。しかしながら、個別サービスの柱としていた住民参加型在宅サービス（協力員が担い手となる家事援助介助サービス）、各種個別サービスの役割は、介護保険の実施等社会状況の変化により相対的にその役割が低下しています。また、財政的に見ても事業発足から現在に至るまでの間、利用料金やサービス提供体制の変更をほとんどしてこなかったことが、本社の赤字の一因となっています。これらのことから、有償在宅福祉サービス事業の見直しを行うため、平成24年度に市が設置した有識者による「武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会」において、福祉資金貸付事業と表裏一体である有償在宅福祉サービス事業のあり方についても検討を頂いております。

平成25年度は、この委員会の答申を基に、平成26年度の新たな事業展開を行うための準備期間として、パブリックコメントや現利用者の意見等を加味した上で、新事業体系の決定、運営体制の整備及び広報等を行います。

2 啓発普及事業（2,681 千円）

本年度から「市民のための老いじたく講座」を毎月開催するとともに、「出張講座」にも積極的に取り組み、エンディングノートをはじめ遺言・財産・相続等に関する相談を積極的に受け、権利擁護事業、成年後見制度等の啓発普及事業を、高齢市民のみならず、親の介護に備えるプレ介護市民に向けても積極的に展開していきます。

なお、「老いじたく・成年後見相談会」は地域包括支援センターと協働して進めていくほか、弁護士による法律相談、生活上の様々な悩み、各種福祉サービスの利用に関する総合相談を行います。

また、障害者総合支援法の施行をうけて、今後とも障害福祉部門においての権利擁護事業を支援いたします。具体的には、知的障害者及びその支援者（団体）との連携を強化し、後見、補佐及び補助業務を適正に行うことができる人材の育成及び制度活用を図るための研修、啓発普及活動を実施いたします。

3 権利擁護事業（20,339 千円）

本事業は、独居高齢者を対象とした財産保全サービスを前身とする独自事業として、昭和59年に始まりました。総合的な利用者支援を担う有償在宅

サービスの財産管理面の性格を有し、財産管理とこれに付随する相談支援や調整活動を内容としています。

本年度は、人員体制を強化し、これまでに蓄積したノウハウを駆使し、利用者の権利を守るとともに、市内各機関からの困難事例の相談に応じ、虐待や消費者被害等の対応のための調整活動、連絡会議などでの事例や対応方法の紹介などスーパーバイズの役割を担います。

また、福祉サービスに関する「利用者サポート」「福祉サービス利用援助」及び「苦情対応機関としての苦情対応」（ただし、介護保険サービスに関するものを除く。）を行っているところですが、その体制強化と積極的PRを進めます。

なお、平成24年度に市が設置した有識者による「武蔵野市福祉資金貸付制度見直し検討委員会」において、有償在宅福祉サービス事業とともにそのあり方を検討頂いております。平成25年度は、この委員会の答申を基に、平成26年度の新たな事業展開を行うための準備期間として、パブリックコメントや現利用者の意見等を加味した上で、新事業体系の決定、運営体制の整備及び広報等を行います。

生活保護受給者金銭管理支援業務について、市より委託の打診を受けていることから、市の事業実施及び委託の決定があり次第、これを受任し、新たに、心身の疾患や障害等様々な事情により、生活保護費等の金銭を適切に管理できず生活に支障をきたしている生活保護受給者に対し、安定した社会生活を営めるように、市担当課、生活保護受給者と公社の三者の協議により定めた個々の支援計画に基づき、生活保護費等の収入管理、経費の支払いの代行、金銭管理支援等に係る相談対応を行います。

権利擁護レスキュー及び身元保証サービスの検討についても、引き続き行っていきます。

4 地域福祉権利擁護事業（4,170千円）

東京都社会福祉協議会から受託し、基幹事業所として本事業を行います。本制度の利用者の利益を保護し、利用者に係る他の福祉サービス関係者と連携し、日常生活を営む上で必要な福祉サービスの利用支援に一層努めます。

5 成年後見事業（22,202千円）

本市成年後見推進機関として、後見ニーズを有する市民に実践的かつ丁寧な成年後見申し立ての支援を行います。さらに法定後見、任意後見サービスを提供します。これまで積み重ねてきた利用者支援の方法を生かし、法律行為に限らず周辺への対応も行い、利用者の暮らしを支援します。更に、市長による成年後見申し立ての成年後見人等を受任します。

市民後見人育成につきましては、本年度も引き続き「後見人等候補者養成事業」による社会貢献型後見人の受講生を推薦するとともに、修了者に対す

るフォローアップ研修を実施し、社会貢献型後見人の育成に取り組んでいきます。また、東京都が平成 25 年度を持って養成事業を終了することから、今後の育成については、研修の実施体制、運営方法等を、東京都の「後見人等候補者養成の要請に係る検討委員会報告書」の報告を受けて、市や近隣市、社会福祉協議会と調整しながら研究してまいります。

また、後見監督業務についても、バックアップ体制の強化に努めます。

●居宅介護支援事業及び訪問介護事業（172,876 千円）

6 居宅介護支援事業（14,347 千円）

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。多くの課題を持ち、多機関連携が必要な場合も、積極的な受け入れをし、調整機能を果たし、自立した生活を支える支援を行います。また、主任ケアマネジャーを配置し、体制を整備することにより介護保険制度における体制加算Ⅱを取得し、収入の安定を図ります。

武蔵野市居宅介護支援事業所連絡協議会の幹事として高齢者の日常生活における様々な課題の抽出、対応策の検討、ケアマネジャーが仕事をしやすい環境づくりの提案等してまいります。

7 訪問介護サービス事業（121,686 千円）

介護保険法に基づく訪問介護サービス事業を実施します。体制整備が進められている地域包括ケアにおいて、多機関・多職種連携、また、当事業所として担える地域への役割も意識しながら、対応してまいります。

サービス提供体制としては、チームケアを推進し、ケア内容の標準化を進めることで、より安心して適切なサービスを提供できるよう整備します。

また、祝日においては、現在平日と同じケアを提供していますが、手薄な土日のケアについては、本年度においてチームケア及びフレックスヘルパーの活用等の検討を行ってまいります。

市内の訪問介護事業所のサービスの質の向上に取り組むため、介護技術向上、医療補助ケア、倫理・法令順守等の研修を実施しつつ、各事業所職員が参加しやすい研修体系についても検討してまいります。

なお、平成 24 年度の介護報酬改定により悪化した収益については、サービスの質を維持しつつも、人員配置の見直し、業務の効率化などにより、収支改善を目指します。

8 居宅介護サービス事業（10,023 千円）

障害者総合支援法に基づき、地域において、日常生活の自立を支援し、在宅生活を継続していくための支援をしてまいります。

9 生活支援事業【受託事業】(21,321千円)

武蔵野市単独事業である日常生活支援ヘルパー派遣、認知症見守り支援事業を実施します。「その人に応じた自立」を促し、地域で安心して住み続けられるために的確な支援を行うことで、介護保険によらない高齢者の在宅生活の質を高める一環としての役割を担います。

10 ホームヘルパー養成等講習事業(5,499千円)

制度改正により、平成25年度から「ホームヘルパー2級養成講習」を「介護職員初任者研修」に改め、研修内容を変更の上、実施します。介護福祉士の養成体系の入口として、専門知識のみならず、福祉保健の中での役割や、幅広い視野を持ち、主体的に取り組んでいける専門的な人材を育成します。

この研修受講者の支援のため、今年も、講習終了後一定時間実務に就いた受講生には、講習費の8割を返還する「ケアキャリア25」を行います。

また、認知症高齢者見守り支援事業を担うヘルパーの養成及びフォローアップのための研修も引き続き実施します。

Ⅲ 高齢者福祉施設の管理運営等受託事業(374,903千円)

● 高齢者総合センター受託事業(294,025千円)

高齢者福祉に関する地域の社会資源、地域作りの核となる運営を第一と心得、高齢者総合センターの諸事業の内、「センターの管理運営」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」の3事業を、市より指定管理事業として、「在宅介護支援センター事業」、「補助器具センター事業」の2事業を、市からの受託事業として実施します。

これらの事業を市の第5期長期計画、健康福祉総合計画に謳われている理念に沿いつつ実施いたします。

11 高齢者総合センターの管理運営事業【指定管理事業】(60,474千円)

高齢者福祉の地域資源であるセンターの管理運営を受託し、実施します。

12 在宅介護支援センター事業【受託事業】(58,689千円)

在宅の要介護高齢者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、保健・福祉の各種サービスを総合的に提供するために、専門職による在宅介護支援事業を行います。

また、急増している独居高齢者等の孤立防止の取り組みと、地域ニーズの把握のため、従前より進めてきた民生委員、地域福祉の会、東京都住宅供給公社、地域諸団体等との連携強化を更に進め、地域包括ケア推進のために地域ネットワーク会議(仮称)を組織します。

家族介護者支援については、現在介護を担っている家族等の集いである「みどりの輪」を開催し、相談や情報交換の場とします。これについてはセンターの他部署の各機能を活用して、機能的・有機的に支援を行います。

スタッフの資質向上のために、各種研修会への参加や日常業務におけるチーム制やOJTにより職員の育成、資質向上を図ります。

なお、地域包括支援センターブランチ事業及び平成22年10月より受託を開始した都営第3武蔵野アパートシルバーピア生活援助員(LSA)業務は、引き続き受託し実施します。LSAについては、週1回、シルバーピア清岳苑への出張業務を新たに担います。

13 補助器具センター事業【受託事業】(22,206千円)

福祉用具の選定・使用、住宅改修の実施、加齢等により日常生活に支障のある市民の生活動作の習得等の分野について、作業療法士が、当該市民やその家族、ケアマネジャー等にアドバイスし支援します。この分野の全市的な社会資源として、十全に専門性を発揮します。また、この分野に係る民間事業者やケアマネジャーの実務能力向上のため、新たに講習を実施します。

なお、地域リハビリテーションの観点から、組織・機能のあり方について、今後とも、市と協議・検討を行います。

14 デイサービスセンター事業【指定管理事業】(96,276千円)

在宅の要介護高齢者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上及び、介護を担う家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

要介護度が高いご利用者が多いので、運動機能向上プログラムと入浴サービスに注力してサービスを提供いたします。また、そのような利用者像から、ショートステイ、入院のリスクが高く、安定したご利用者確保が難しい中、利用者の安心・安全のみならず、ご家族の皆様の安心とレスパイト機能を十分に果たせるサービス提供体制を整えることを目指します。更に、在宅介護支援センター、補助器具センターと協働して、一般の家族介護者支援にも当たります。

また、地域に開かれた福祉資源として、近隣の未就学児をセンターが催す季節行事に招き、その保護者等や地域団体との交流を行い、住民の福祉マインドの醸成やボランティアの育成を目指します。

ボランティア募集については、ボランティアセンター武蔵野への協力依頼や地域住民への紹介依頼、社会活動センター受講生への働きかけなど、様々に対応してまいります。秋の作品展は社会活動センターのふれあい文化祭と共催して実施します。

市内デイサービスセンターの幹事事業者として、市内の事業者のケア水準

の向上を主導し、情報発信の拠点としての役割を担い、相互交流、情報交換と自主勉強会を定期的に実施します。

15 社会活動センター事業【指定管理事業】(56,380千円)

市の指定管理者として事業を実施し、市によるモニタリングで継続しての高評価を目指します。講座運営を通して利用者に、健康増進、教養・趣味活動の深化、仲間作りの機会等を提供します。また、核家族化の進行する現在、小学生と高齢市民とのつながりをつむぐ世代間交流事業等を実施します。これらにより利用者が介護予防を実践し、自ら主体的に健康長寿の生活を送れるように支援します。高齢者の生きがいと健康づくり増進事業「地域健康クラブ」をコミュニティセンター等18会場にて21コースを実施します。

アンケート調査、利用者の要望などを踏まえ、講座の変更・廃止等を行い、今年度は、参加希望者の減少等により2講座を廃止し、新規に要望の多かったコーラス講座等2講座を立ち上げ、新規利用者の拡大を図るとともに、利用者満足度の向上を図ります。社会活動センターの受講生は主に健康長寿の方々ですが、今後は様々な身体状況の利用者への対応が必要です。今年度はそのためのサポートボランティアについて、ボランティアセンター武蔵野等の協力を得て、主体的に対応していきます。

また、新たに社会活動センターの講座修了者と現在受講者で構成する「自主グループ」の活動を支援するため、施設・備品等の貸し出し方法等について整備します。

地域の福祉資源であるセンターが、「地域で支え合い、安心して暮らし続けられるまちづくり」に果たすべき役割を推進する一環として、昨年度のふれあい文化祭において、初めて地域交流コーナーを設けましたが、今年度は受講生にも呼び掛け、更に地域活動を推進するための取組を行います。

なお、自主事業である『ふれあいまつもと』は、本年度もその事業形態・事業内容の変更等の検討を継続して行います。

● 北町高齢者センター受託事業 (80,878千円)

16 北町高齢者センター受託事業【指定管理事業】(80,878千円)

市の指定管理者として、センターの管理運営、デイサービス事業(コミュニティケアサロン)及び小規模サービスハウス事業を実施し、市によるモニタリングで継続しての高評価を目指します。

設立以来、センターは地域住民ボランティアによる支援、協働により運営されてきました。これを財産として地域の諸団体と更に交流し、福祉資源であるセンターが、「地域で支え合う福祉のまちづくり」に果たすべき役割を念頭に置き事業を進めます。また、本年度も定期的にボランティアを募集し、新たな人材の確保を図るとともにボランティアの育成に努めます。

デイサービス事業においては、「ご利用者が楽しく過ごせるセンターを目指す」という基本方針に基づき、世代を超えた交流の場としての「コミュニティケアサロン」と言う設立時からの独自の気風を維持し、ご利用者の趣味活動や生きがい、心理的支援による「支えられ感の醸成」に重点をおいた運営を心掛けます。また、ケアマネジャー等専門職との連携により稼働率90%超を目指すよう努めます。これらを、ご利用者とその家族、スタッフ、福祉関係者、地域住民と一体となって遂行します。

土曜日のサービス提供時間の延長については、利用者ニーズやサービス提供体制を総合的に考察し、市と協議の上、本年度において方向性をまとめます。

小規模サービスハウスに関しては、日々の見回りや設備点検等により入居者の安全と衛生確保を図ります。入居者個々のニーズに応じた的確な相談援助を行い、コミュニティケアサロンへの参加等を加味して、その自立した生活を維持できるよう支援します。

IV 管理費（106,063千円）

17 管理費（106,063千円）

(1) 福祉公社の組織運営事業

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

(2) 財政健全化計画の策定

公社は、職員給与の格付け是正、職員数の削減、時間外勤務の縮減への取り組みなど人件費の圧縮の他、物件費の抑制にも努め、財政健全化に向けた取り組みを行ってまいりましたが、収支相償に向けてはもう一段ハードルを越える必要があると考えています。一方で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の趣旨や平成24年度に市が実施した「財政援助出資団体の調査及び在り方に関する検討報告書」の内容を基に、事業のあり方について市との調整が必要となっています。このことから、本年度は、事業改変、サービス提供の効率化と合理化、経費の削減などを計画的に進めるため、財政健全化計画の策定に取り組んでまいります。

(3) 人材の育成

市の財政援助出資団体として、支援の一環として、市からの職員派遣を受けています。平成24年度において、市より市派遣職員の削減方針が示

されたことを受け、市派遣職員の段階的削減に対応できる人事体制の整備と、今後の自立した法人運営を担える人材の育成を行うため、人事評価制度、昇任、昇格制度の見直しや各種研修を行っていきます。

また、現在実施している市への派遣研修だけでなく、相互派遣、他団体との人事交流も研究してまいります。

(4) 危機管理体制の整備

平成23年3月11日の東日本大震災による避難者は、現時点でも32万人といわれています。公社においては、24年度までに危機管理マニュアルの整備に取り組み、それぞれのセクションで危機管理対応を検討しましたが、本年度は実地訓練などを行うことにより課題を検証するとともに、市の防災計画とのすり合わせを行い、実効性の高い全体計画の作成を目指し検討してまいります。

(5) 広報の充実

平成24年度は、職員による広報検討体制を強化するため、研修・広報委員会から、広報委員会を独立させ、広報強化策を検討してきました。

本年度は、この検討内容を基に、広報委員会を核として、月刊広報誌の発刊を初めとした新たな広報活動への取り組みを推進します。